

**令和7年度第1回利根沼田地域保健医療対策協議会及び  
第1回同協議会病院等機能部会<書面開催>**

**次 第**

**令和7年6月23日**

**1 議題**

- (1) 病床数適正化支援事業について
- (2) 令和7年度沼田保健医療圏における医療機能等の現況について
- (3) 紹介受診重点医療機関の選定について

**2 その他**

令和7年度地域保健医療対策協議会等の開催スケジュール<参考>

---

**配付資料一覧**

- 資料1 病床数適正化支援事業について
- 資料2 令和7年度沼田保健医療圏における医療機能等の現況について
- 資料3 紹介受診重点医療機関の選定について
- 資料4 令和7年度開催スケジュール(地域保健医療対策協議会等)<予定>
- 資料5 意見照会様式
- 利根沼田地域保健医療対策協議会 名簿<R7.4.1～R9.3.31>
- 利根沼田地域保健医療対策協議会設置要綱

## 説明

---

### 1 議題

#### (1) 病床数適正化支援事業について

【資料1】

- 病床数の適正化（減床）を進める医療機関に給付金を支給する事業です。  
(1床あたり4,104千円)
- 沼田保健医療圏においては11床（病院）が当該事業の対象となったことを報告するものです。  
なお、当該事業の対象となる要件に経営状況が含まれるため、個別の医療機関名は非公表とさせていただきます。

#### (2) 沼田保健医療圏における医療機能等の現況について 【資料2】

- 令和7年度沼田保健医療圏の医療機能等の現況を取りまとめたことから報告するものです。（R7.4月末日時点における保健医療計画に対する過剰病床数は231床で、前年度の報告時点<R6.4月末>から変更はありません。）

#### (3) 紹介受診重点医療機関の選定について【資料3】

- 前年度に「紹介受診重点医療機関」として選定・承認された「沼田脳神経外科循環器科病院」が、継続して本医療機関となったことを報告するものです。  
(新たに令和7年4月1日から群馬県のホームページにて公表中です。)
- 「沼田脳神経外科循環器科病院」は、令和5年度報告では、意向はあるが基準が満たず、協議の場を経て当医療機関に選定・承認されましたが、直近の令和6年度報告は、意向がありかつ基準も満たしたことから、協議不要で紹介受診重点医療機関となったものです。  
(『継続して紹介受診重点医療機関となる医療機関』に該当する場合は協議が不要で、事後報告で足りることとされています。)

### 2 その他

#### (1)令和7年度開催スケジュール(地域保健医療対策協議会等)<予定>【資料4】

- 令和7年度地域保健医療対策協議会等の開催スケジュール<予定>を、情報共有するものです。  
(※本スケジュールは令和7年4月現在で医務課より示されたものであり、今後、時期等変更になる可能性があります。なお、本スケジュールとは別に、医療圏で協議が必要な事項が生じた場合は、この限りではありません。)

利根沼田地域保健医療対策協議会委員名簿

令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏名	所属及び役職名	備考
ほしの みのる 星野 稔	沼田市長	
うめざわ ゆきひろ 梅澤 志洋	片品村長	
とやま きょうたろう 外山 京太郎	川場村長	
たかはし こうちいろう 高橋 幸一郎	昭和村長	
あべ けんいち 阿部 賢一	みなかみ町長	
はやし ひでひこ 林 秀彦	沼田利根医師会長	
いしだ ともゆき 石田 智之	沼田利根医師会副会長	
もりだいら かずあき 森 平和明	沼田利根医師会副会長	
すずき かつや 鈴木 克也	沼田利根歯科医師会長	
まみや みのる 間宮 実	沼田利根薬剤師会長	
おがわ てつし 小川 哲史	国立病院機構沼田病院長	新任
せきはら まさお 関原 正夫	利根中央病院長	
もりした あつし 森下 篤	沼田脳神経外科循環器科病院長	新任
たなか ゆきこ 田中 志子	(医)大誠会理事長	
たなべ ごういち 田邊 剛一	全国健康保険協会群馬支部 業務部長	新任
せき かずひろ 関 和弘	利根沼田広域消防本部消防長	新任
ふるいち きよみ 古市 清美	県看護協会沼田地区支部長	新任
つるぶち よしひで 鶴淵 佳秀	利根沼田広域町村圏 振興整備組合事務局長	新任
合計	18名	

利根沼田地域保健医療対策協議会病院等機能部会名簿

令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏 名	所属及び役職名	備 考
はやし ひでひこ 林 秀 彦	沼田利根医師会長	
いしだ ともゆき 石 田 智 之	沼田利根医師会副会長	
もりだいら かずあき 森 平 和 明	沼田利根医師会副会長	
おがわ てつし 小 川 哲 史	国立病院機構沼田病院長	新任
せきはら まさお 関 原 正 夫	利根中央病院長	
もりした あつし 森 下 篤	沼田脳神経外科循環器科病院長	新任
たなか ゆきこ 田 中 志 子	(医)大誠会理事長	
くにもと ふみお 國 元 文 生	群馬パース病院長	
さくらい あきら 櫻 井 明	(医)パテラ会理事長	
まるやま ひでき 丸 山 秀 樹	上牧温泉病院長	
つるぶち よしひで 鶴 淵 佳 秀	利根沼田広域市町村圏 振興整備組合事務局長	新任
合 計	11人	

## 利根沼田地域保健医療対策協議会設置要綱

### (設置)

- 第1条 地域住民の健康を確保するため、地域の実情に即した保健医療の推進を図ることを目的として、利根沼田地域保健医療対策協議会（以下「協議会」という）を設置する。
- 2 本協議会は、医療法第30条の14に規定する地域医療構想調整会議を兼ねるものとする。

### (協議事項)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成させるため、次の事項を協議する。

- (1) 救急医療対策に関すること。
- (2) へき地医療に関すること。
- (3) 地域保健医療計画に関すること。
- (4) 地域医療構想に係る協議に関すること。
- (5) その他の地域保健医療に係る事項に関すること。

### (組織)

- 第3条 協議会は、別表に定める委員をもって組織し、保健福祉事務所長（以下、「所長」という。）が選任する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長・副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時又は欠ける時はその職務を代行する。

### (会議)

- 第5条 協議会は、必要に応じて所長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

### (部会)

- 第6条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、別表に定める委員をもって組織し、所長が選任する。
- 3 第4条及び第5条の規定は、部会にこれを準用する。

### (事務局)

- 第7条 協議会の事務局は、利根沼田保健福祉事務所に置く。

### (雑則)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、昭和62年2月4日から施行する。
- 2 協議会発足当初の委員の任期は、第3条の規定にかかわらず昭和64年3月31日までとする。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月29日）

この要綱は、平成24年11月29日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月15日）

- 1 この要綱は、平成27年6月15日から施行する。
- 2 平成27年6月15日に追加された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。

附 則（平成27年7月1日）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日）

この要綱は、平成29年2月8日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

利根沼田地域保健医療対策協議会委員

委 員	備 考
沼 田 市 長	
片 品 村 長	
川 場 村 長	
昭 和 村 長	
み な か み 町 長	
沼 田 利 根 医 師 会 長	
沼田利根医師会副会長又は理事	委嘱は2名とする
沼 田 利 根 歯 科 医 師 会 長	
沼 田 利 根 薬 劑 师 会 長	
国 立 病 院 機 構 沼 田 病 院 長	
利 根 中 央 病 院 長	
沼田脳神経外科循環器科病院長	
医療法人大誠会理事長	
全国健康保険協会群馬支部 代表者	
利根沼田広域消防本部消防長	
看護協会沼田地区支部長	
利根沼田広域市町村圏 振興整備組合事務局長	

利根沼田地域保健医療対策協議会病院等機能部会名簿

氏 名	役 職 名	備 考
	沼田利根医師会会長	
	沼田利根医師会副会長	
	沼田利根医師会副会長	
	国立病院機構沼田病院長	
	利根中央病院長	
	沼田脳神経外科循環器科病院長	
	医療法人大誠会理事長	
	群馬パース病院 代表者	
	月夜野病院 代表者	
	上牧温泉病院 代表者	
	利根沼田広域市町村圏 振興整備組合事務局長	